

国指定重要文化財に

かや

荒川の茅が利用されています

荒川の河川敷には茅葺き屋根に使用できる茅が自生しており、関川村が河川法の許可を受けて茅を採取し、関川村下関地内にある、「国指定重要文化財佐藤邸」の茅葺き屋根の補修に利用されています。今年は、11月～12月中に採取予定です。



【佐藤邸】

明治2年(1765)の建築。渡邊邸とともに18世紀の町並みを形づくっています。

茅葺き屋根の豪壮な屋敷の雰囲気、が庄屋の面影を伝えています。

平成3年に国の重要文化財の指定を受けました。



茅(かや)とは屋根を葺くのに用いる草本の総称で、チガヤ、スゲ(菅)、ススキ(薄、芒)などイネ科の多年草で全国のいたるところで群生しています。イネ科の植物は、草刈り、火入れ、放牧などが続けられる限り毎年再生産することが可能な資材で、建築材料としては最適です。

担当:工務第一課

発行およびお問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局
羽越河川国道事務所

〒959-3196 新潟県村上市藤沢27-1

TEL:0254-62-3211(代表)

FAX:0254-62-1106(代表)

URL⇒<http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/>



モバイル

